平成２７年（フ）第４９４０号
大阪市浪速区日本橋西２丁目８番７号
債務者　株式会社エヌアイシー
代表者代表取締役　上原　和人
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川向　隆太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月24日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３号
大阪市鶴見区今津中４丁目４番30号
債務者　株式会社ヤマトグラビア製版所
代表者代表取締役　竹岡　幹夫
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井口喜久治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月25日午前11時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０６８号
堺市東区野尻町48番地
債務者　有限会社松林工務店
代表者代表取締役　松林　進吾
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田あやこ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月11日午前11時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２３２７号
富山市赤田697番地１ソフィアコバヤシＣ室
債務者　株式会社ハウスコーポレーション
代表者代表取締役　高橋　　均
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　信也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月12日午後１時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３７３号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目３番地
債務者　有限会社スペックス
代表者代表取締役　真栄城玄吉
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠原弘一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月14日午前10時
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１５９号
滋賀県東近江市林田町1458番地２
債務者　株式会社煌工務店
代表者代表取締役　山口　裕司
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日比野貴子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月18日午前11時
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第４６０号
埼玉県所沢市大字松郷216番地の１
債務者　株式会社アーリヤコーポレーション
代表者代表取締役　アシジ・ハメット
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　庸久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月11日午後２時
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６２５号
埼玉県入間市大字小谷田429番地３
債務者　有限会社さんた
代表者代表取締役　大場　嘉一
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　善亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月11日午後１時20分
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５１１号
福島県いわき市平字鷹匠町７番地の19、従前の住所仙台市宮城野区中野字寺前69番地の１レオパレスコスモスバル103
債務者　新妻　智弘
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三瓶　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月16日午後１時30分
仙台地方裁判所第４民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１０１号
山口県下松市琴平町２丁目１番11号
債務者　松本　博樹
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　寛志
4　破産債権の届出期間　平成28年２月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成28年３月18日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第１９１号
愛知県豊橋市平川南町27番地の２、従前の住所愛知県豊橋市東幸町字大山164番地34
債務者　小久保貴央
1　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　哲哉
4　破産債権の届出期間　平成28年２月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月14日午後２時10分
6　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第２２７号
群馬県高崎市八幡町800番地53
債務者　白本　敏秀
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舟木　　諒
4　破産債権の届出期間　平成28年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月23日午後１時35分
6　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第７１７号
仙台市宮城野区清水沼２丁目13番16号　セプテンバー20―101、従前の住所仙台市青葉区桜ケ丘３丁目19番３号　ブランメルハイツ102
債務者　奈良　伸一
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　工藤　清史
4　破産債権の届出期間　平成28年２月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月25日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８０８号
仙台市太白区西の平１丁目７番14号　ブレンディハイツ203、従前の住所宮城県柴田郡柴田町西船迫１丁目８番地５
債務者　遠藤　紀明
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関野　　純
4　破産債権の届出期間　平成28年２月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月24日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５４１号
岡山県倉敷市児島柳田町505番地130
債務者　熊沢　孝志
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三宅　克仁
4　破産債権の届出期間　平成28年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月12日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部